

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1146））

2. 日 時：平成30年7月23日 10時00分～12時30分
13時30分～18時30分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、正岡主任安全審査官、
秋本安全審査官、田尻安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他31名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他5名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 担当 他9名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他5名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 主任 他5名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他6名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他5名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、6月8日、7月17日、18日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る要目表（窒素ガス代替注入系、不活性ガス系、格納容器圧力逃がし装置、固体廃棄物貯蔵系、気体廃棄物処理系、再生廃液処理系、使用済樹脂移送系、濃縮廃液減容固化系、雑固体廃棄物焼却設備等）、設置許可との整合性に関する説明書、ブローアウトパネル及びブローアウトパネル閉止装置の設計方針、原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書、安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書及び中央制御室の機能に関する説明書について説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【要目表（窒素ガス代替注入系、不活性ガス系、格納容器圧力逃がし装置）関係】

- 窒素供給装置の設置目的について、設置変更許可申請書の内容を踏まえ整理して提示すること。
- 移送ポンプ～サプレッション・チェンバの主配管について、最高使用圧力の設定根拠を定量的に説明すること。

【設置許可との整合性に関する説明書関係】

- 設置変更許可申請書（本文）で示された溢水拡大防止堰及び止水板の総個数について、内訳が工事計画の要目表に反映されているかどうか整合性を説明すること。

【原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測

【範囲及び警報動作範囲に関する説明書関係】

- 床ドレン流量計が機能喪失した場合の代替手段について、工認資料上の扱いを整理して提示すること。

【安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書関係】

- 主蒸気流量と必要吹き出し量の関係を整理して提示すること。
- 必要吹き出し量に対して確保する公称吹き出し量の裕度の考え方について整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二ブローアウトパネル閉止装置 代替チェーン強度について
- ・ V-1-4-1 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 工事計画に係る説明書（原子炉冷却系統施設）のうち 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 補足-190-6【原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい監視の評価時間について】
- ・ 逃がし安全弁吹出量の安全性への影響について
- ・ 東海第二発電所 主蒸気逃がし安全弁取替えに伴う工認資料への影響について
- ・ V-1-5-5 中央制御室の機能に関する説明書
- ・ 中央制御室の機能に関する説明書に係る補足説明資料